

南部町人権啓発標語と 人権キャラクターの愛称を募集します

南部町の人権意識高揚を目的として、人権啓発標語を募集します。また、今年度は長年親しまれてきたカエルの人権キャラクターの愛称も募集します。たくさんのご応募をお待ちしております。



- 募 集 対 象 町内に在住または勤務されている方
- 応 募 方 法 住所または勤務地、氏名、電話番号を記載のうえ、町内施設に設置してある募集箱に応募用紙を入れるか、Eメールのいずれかの方法でご応募ください。
標語は1人2作品まで、キャラクターの愛称は1人1作品までとします。
- 応 募 先 ・募集箱の設置してある施設
町民生活課（役場 法勝寺庁舎、役場 天萬庁舎）、
さいはく分館（旧さいはく公民館）、あいみ分館（旧あいみ公民館）、
町立図書館、宮前隣保館、西伯文化会館、総合福祉センターしあわせ、
総合福祉センターいこい荘
・Eメールアドレス choumin@town.nanbu.tottori.jp
- 応募締め切り 平成19年9月7日（金）
- 選 考 方 法 人権教育担当職員連絡会のメンバーで構成された選考委員会で選考します。
- お問い合わせ先 町民生活課 人権施策室（TEL 64-3781）

平成19年度 南部町人権啓発標語・人権キャラクター愛称応募用紙

(大人の部)

住所または勤務地	
氏名	電話番号

提出していただいた応募の情報について、業務以外の目的には使用いたしません。
※この応募用紙はコピー使用可です※

南部町人事異動

6月30日付

○退職
三嶋 英輔 (顧問)

7月1日付

○異動

【南部町公民館】
館長 松原 秀和 (さいほく公民館)
専門員 景山 律子 (あいみ公民館)
主任 井筒 正之 (さいほく公民館)
主幹 古井 正之 (あいみ公民館)
主任 井筒 正之 (さいほく公民館)
主幹 古井 正之 (あいみ公民館)

西伯病院

7月4日付

○退職
大口 豊 (事業管理者)

7月5日付

○任命
事業管理者 三嶋 英輔

地域振興区関連

○任命
【東西町地域振興協議会】

会長 中本 俊夫
副会長 原 和夫
保健師 前田 知子 (併任)

【天津地域振興協議会】

会長 景山 峻吾
副会長 庄倉 三保子
保健師 山根 奈生子 (併任)

【大田地域振興協議会】

会長 竹本 和
副会長 須山 正
保健師 櫃田 明美 (併任)

【法勝寺地区地域振興協議会】

会長 小倉 勇
副会長 堤 一真
保健師 岡田 志織 (併任)

【南さいはく地域振興協議会】

会長 遠藤 賢二
副会長 板 竹利
保健師 石口 妙子 (併任)

【あいみ手間山地域振興協議会】

会長 遠藤 典男
副会長 唯 仁司
保健師 前田 かつお (併任)

【あいみ富有的里地域振興協議会】

会長 田貝 有史
副会長 野口 晴正
保健師 山本 香織 (併任)

とっとり就職フェア2007を開催します

平成20年春に大学等を卒業予定の方や一般の求職者などを対象に、企業が業務や求人内容を説明し、希望者との面談を行います。(予約不要、参加無料、履歴書不要)

■日時/平成19年8月3日(金)
午後1時～4時30分
(受付は正午～午後2時)
■会場/米子コンベンションセンター



お問い合わせ先

財団法人ふるさと鳥取県定住機構
TEL 0857-24-4740

西伯病院では職員を募集しています

西伯病院では次の職種について、職員を募集しています。くわしくは、電話でお問い合わせください。

- 職種
- 看護師 / 3名(正職員、パート可)
- 作業療法士 / 1名(正職員)
- 看護補助員 / 1名(臨時職員、嘱託職員)
- 医師(内科、整形外科、心療内科) / 各1名



お問い合わせ先

西伯病院 担当：竹内
TEL 66-2211

西部消防局の組織体制が変わります

10月1日から、鳥取県西部の消防署・出張所の組織体制が、次のように変更となる予定です。

- ① 都市構造、人口集積および災害・救急要請頻度を考慮し、職員を効率的に配置します。
- ② 職員定数内で各消防署職員を増員し、各出張所職員を減員します。
- ③ 各出張所は乗換運用(消防隊・救急隊を兼務する1隊を配置)による出動体制とします。
住民のみなさんの安心・安全を守るため、努力いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

鳥取県西部消防局総務課
TEL 35-1951
<http://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/index.htm>

外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を

○ 事業主のみなさんへ
外国人を雇用される場合は、旅券、就労資格証明書などを見て、「在留資格」「在留期間」を確認してください。

不法滞在の場合は、それ自身が違法となり、働くことができません。
「短期滞在」等の在留資格の場合は、働くことが認められていませんので、雇用の際にはご注意ください。



お問い合わせ先

米子警察署
TEL 33-0110

平成19年度自衛官募集中

- 採用試験日程
- 一般曹候補生
 - 受付期間/8月1日～9月7日
 - 一次試験/9月17日
- 航空学生
 - 受付期間/8月1日～9月7日
 - 一次試験/9月22日
- 看護学生
 - 受付期間/9月7日～9月28日
 - 一次試験/10月14日
- 防衛大学校学生
 - 受付期間/9月7日～9月28日
 - 一次試験/11月10日・11日
- 防衛医科大学校生徒
 - 受付期間/9月7日～9月28日
 - 一次試験/11月3日・4日

○受験説明会

- 第2回
 - 日時/8月18日(土)
午前10時～正午
 - 会場/米子コンベンションセンター
- 第3回
 - 日時/9月1日(土)
午前10時～正午
 - 会場/米子コンベンションセンター

南部町自衛官等説明会

陸海空自衛官の各種コース等の説明会を実施します。参加費等は無料で、手続き等も必要ありません。お気軽にご参加ください。
■月日/8月4日(土)
■会場・時間/
プラザ西伯 午前10時～11時30分
交流会館 午後1時～2時30分

お問い合わせ先

自衛隊 米子地域事務所
TEL 33-2440

国民年金保険料には免除制度があります

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

○ 申請免除

免除された期間は、資格期間には算入されますが、年金額は右のとおりで計算されます。

※ 申請免除は、申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定します。

※ 一部免除の方で一部保険料を納付されなかった場合は、その期間は未納と同じ扱いとなります。

○ 若年者納付猶予

30歳未満の方について、本人と配偶者のみの所得が一定以下であれば、保険料の納付が猶予される制度です。

※ 「若年者納付猶予」を受けた期間は年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、受け取る年金額の計算には算入されません。

※ 免除期間は7月から翌年の6月までとなります。

※ 全額免除又は納付猶予の容認を受けられた方が翌年度以降も引き続き免除(猶予)を希望する旨を届けられた場合は、申請書は不要です。継続して審査を行います。

※ 退職(失業)を理由として申請をされる場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

※ 免除又は納付猶予を受けてから10年以内であれば保険料を遡って納めることができる「追納制度」があります。(3年目以降に追納する場合は加算額がつきます。)

免除を受けた場合の年金額

	納付額	年金額
全額免除	0円	1/3
3/4免除	3,530円	1/2
半額免除	7,050円	2/3
1/4免除	10,580円	5/6